

## 洪水から地域を守るために

～ 信濃川河川敷の伐採樹木の無料提供にご協力ください ～

河川内に繁茂する樹木は洪水時の水の流れの妨げとなったり、堤防や護岸に損傷を与える危険性があります。これらを予防するため国土交通省では、国土強靱化3か年緊急対策として河川管理上支障となる樹木について計画的に伐採を実施しています。伐採にあたり処分コストの縮減および木材資源としての有効活用を図るため、今年度の対策工事により発生した伐採樹木を希望者へ無料で提供することとしたので、ご協力ください。

提供する樹木は当事務所で伐採し倒木したものを集めておきますので、希望者自身で適当な大きさに裁断し、お持ち帰りください。

### 樹木の採取希望者の募集を開始します。

申込みに関しては別添募集要領をご覧ください。

1. 募集期間 令和元年11月2日(土)～  
令和元年11月22日(金)まで (必着)
2. 提供期間 令和元年12月2日(月)～  
令和元年12月21日(土)まで  
各日 8:00～16:00 (日曜日を除く)
3. 提供・裁断 ①信濃川左岸河川敷 山田河川敷公園駐車場  
箇所 ②信濃川右岸河川敷 臨時駐車場  
(提供・裁断箇所は2箇所あります。)
4. 申込方法 募集要領をご確認ください。

要領など詳細情報につきましては事務所HPにも掲載しています。

URL:[http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/oshirase/jimusyo/jumoku\\_seki.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/oshirase/jimusyo/jumoku_seki.html)

お問い合わせは (025) 266-7134 (管理課直通)



提供する樹木は裁断箇所に集めてあります



各自で裁断してお持ち帰りください

<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

副所長(技術) 村田 文人  
TEL (025) 266-7131 (代表)  
FAX (025) 266-7105 (代表)

管理課長 木伏 重男  
(025) 266-7134 (管理課直通)

## 洪水から地域を守るために

～ 信濃川河川敷の伐採樹木の無料提供にご協力ください ～

河川内に繁茂する樹木は洪水時の水の流れの妨げとなったり、堤防や護岸に損傷を与える危険性があります。これらを予防するため国土交通省では、国土強靱化3か年緊急対策として河川管理上支障となる樹木について計画的に伐採を実施しています。伐採にあたり処分コストの縮減および木材資源としての有効活用を図るため、今年度の対策工事により発生した伐採樹木を希望者へ無料で提供することとしたので、ご協力ください。

提供する樹木は当事務所で伐採し倒木したものを集めておきますので、希望者自身で適当な大きさに裁断し、お持ち帰りください。

### 樹木の採取希望者の募集を開始します。

申込みに関しては別添募集要領をご覧ください。

1. 募集期間 令和元年11月2日(土)～  
令和元年11月22日(金)まで (必着)
2. 提供期間 令和元年12月2日(月)～  
令和元年12月21日(土)まで  
各日 8:00～16:00 (日曜日を除く)
3. 提供・裁断 ①信濃川左岸河川敷 山田河川敷公園駐車場  
箇所 ②信濃川右岸河川敷 臨時駐車場  
(提供・裁断箇所は2箇所あります。)
4. 申込方法 募集要領をご確認ください。

要領など詳細情報につきましては事務所HPにも掲載しています。

URL:[http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/oshirase/jimusyo/jumoku\\_seki.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/oshirase/jimusyo/jumoku_seki.html)

お問い合わせは (025) 266-7134 (管理課直通)



提供する樹木は裁断箇所に集めてあります



各自で裁断してお持ち帰りください

<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

副所長(技術) 村田 文人  
TEL (025) 266-7131 (代表)  
FAX (025) 266-7105 (代表)

管理課長 木伏 重男  
(025) 266-7134 (管理課直通)

# 樹木等採取試行募集要領

令和元年11月1日  
国土交通省北陸地方整備局  
信濃川下流河川事務所

## 1. 目的

信濃川の河川内には樹木の繁茂が見られ、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなったり、流された樹木により堤防や護岸等の河川管理施設に損傷を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。

さらに河川内の樹林化は、河川や堤防の状態を把握する河川巡視に支障をきたしたり、ゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の支障にもなります。

そのため、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所（以下「事務所」という）では、これらの対策として計画的に環境に配慮しながら河川内の樹木の伐採作業を行っています。

しかしながら、伐採や搬出には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る観点から、事務所が伐採した樹木の取得を希望する方（個人）を募り、無料で提供する取り組み（以下「採取」という）を試行するものです。

## 2. 採取の定義

この要領において、採取とは河川法第25条及び河川法施行令第15条に規定する河川の産出物の内、「樹木」を対象とするとともに、事務所が伐採した河川内の樹木を個人の方が裁断し、取得する一連の行為をいいます。

## 3. 募集概要

### (1) 応募から採取までの流れ

当事務所管内の別添位置図に示す範囲で事務所が伐採した樹木の採取を希望される方は、この要領に記載された内容に沿って下記（8）応募方法のとおり応募書類を作成し、提出して下さい。

当事務所で応募書類の内容を確認の上、採取する方を決定しますが、応募多数の場合は、抽選となる場合があります。

(2) 募集期間

令和元年11月2日(土)～令和元年11月22日(金)まで(必着)

※応募書類の提出は持参、郵送、FAX、電子メールの何れかをお願いします。

※郵送の場合は、11月22日必着ですのでご注意ください。

なお、採取する方へは事務所より**令和元年11月29日(金)**までにメール送信並びに郵便を発送し通知します。(メールアドレスをお持ちでない方へは郵送のみのお知らせとなります。)

(3) 採取方法

当事務所が採取の対象となる伐採範囲の樹木を伐採・倒木させ、大型重機で、提供・裁断箇所へ移動しますので、個人で必要な長さに裁断しお持ち帰り下さい。



裁断箇所のイメージ (写真は平成28年度の様子)

(4) 伐採範囲(切り倒される樹木の範囲)

①信濃川左岸河川敷 新潟市西区山田地区

②信濃川右岸河川敷 新潟市江南区楚川地区～太右エ門新田地区

※詳細な範囲については別添位置図を参照してください。

(5) 提供・裁断箇所(切り倒された樹木が集積され、採取する方が裁断する箇所)

①信濃川左岸河川敷 山田河川敷公園駐車場

②信濃川右岸河川敷 臨時駐車場

※詳細な箇所については別添位置図を参照してください。

※樹木の採取時、裁断箇所へは自動車で乗り入れることが可能です。

※樹木を採取する方はこちらで必要な大きさに裁断し、お持ち帰りください。

(6) 採取期間及び時間

令和元年12月2日(月)から令和元年12月21日(土)まで  
(日曜日を除く)

※採取(搬出含む)時間は、8時00分から16時00分までとします。

(7) 樹木の種類

河川敷に繁茂する樹木ですので種類は多様ですが、主にヤナギ、オニグルミ、エノキなどになります。

(8) 応募方法

応募については別紙の応募様式に必要事項をご記入の上、下記の提出先まで持参、郵送、FAX、電子メールの何れかの方法で提出して下さい。

なお、応募の公平を期すため、期限厳守(必着)でお願いします。

【応募様式の提出先】

- ・住所 〒951-8153新潟市中央区文京町14-13
- ・TEL 025-266-7134
- ・FAX 025-267-1043
- ・メールアドレス [shinage-kanri01@hrr.mlit.go.jp](mailto:shinage-kanri01@hrr.mlit.go.jp)
- ・担当者 信濃川下流河川事務所 管理課 前田(内線332)



(9) 採取にあたっての留意事項等

河川内の採取となりますので、特に下記の項目に留意して下さい。

- ①採取した樹木を自家消費される方に限定します。
- ②採取が原因で河川管理施設を損傷した場合や、第三者に損傷を与えた場合は、採取する方の責任において解決に努めて下さい。
- ③採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。  
事務所は、事故等が発生した場合には一切責任を負いません。
- ④運搬路は、他の方の通行上支障のない状態に保って下さい。
- ⑤洪水等の恐れがあるときは安全な場所へ避難し、また機材等を流出させないよう措置を講じて下さい。
- ⑥採取する方の裁断等の作業時間は、8：00～16：00までとします。  
(日曜日は除きます。)
- ⑦事務所から指示があった場合は、これに従って下さい。

(10) 問い合わせ先

(8) 応募方法の提出先と同じです。

以 上

# 別添 - 位置図

※伐採範囲の樹木を当事務所で倒木し  
裁断箇所に集積しますので、各々で適当  
な大きさに裁断しお持ち帰りください。

伐採範囲  
①信濃川左岸河川敷

伐採範囲  
②信濃川右岸河川敷

拡大図

提供・裁断箇所  
①信濃川左岸河川敷  
山田河川敷公園駐車場  
(車の乗り入れ可能)

伐採範囲  
①信濃川左岸河川敷  
新潟市西区山田地区

伐採範囲  
②信濃川右岸河川敷  
新潟市江南区楚川地区～  
太右工門新田地区

提供・裁断箇所  
②信濃川右岸  
臨時駐車場  
(車の乗り入れ可能)



